

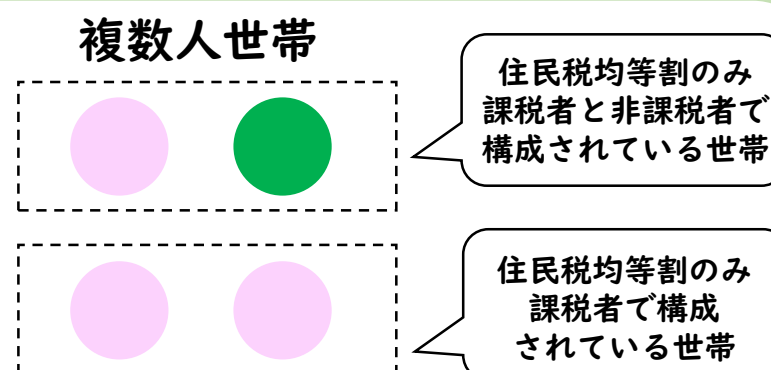
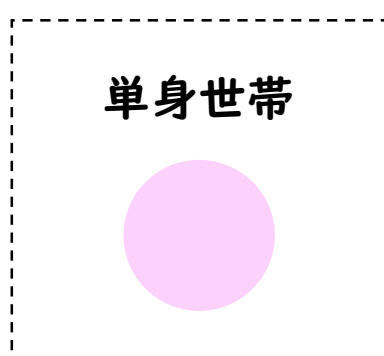
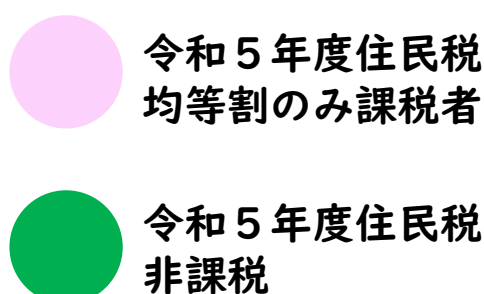
令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯の方へ 物価高騰支援給付金（10万円/世帯） に関するお知らせ

物価高騰による負担を軽減するための支援として、令和5年度住民税均等割のみ課税されている世帯に対し、給付金を支給します。

給付金を受け取るためには、「確認書」または「申請書」の提出が必要です。

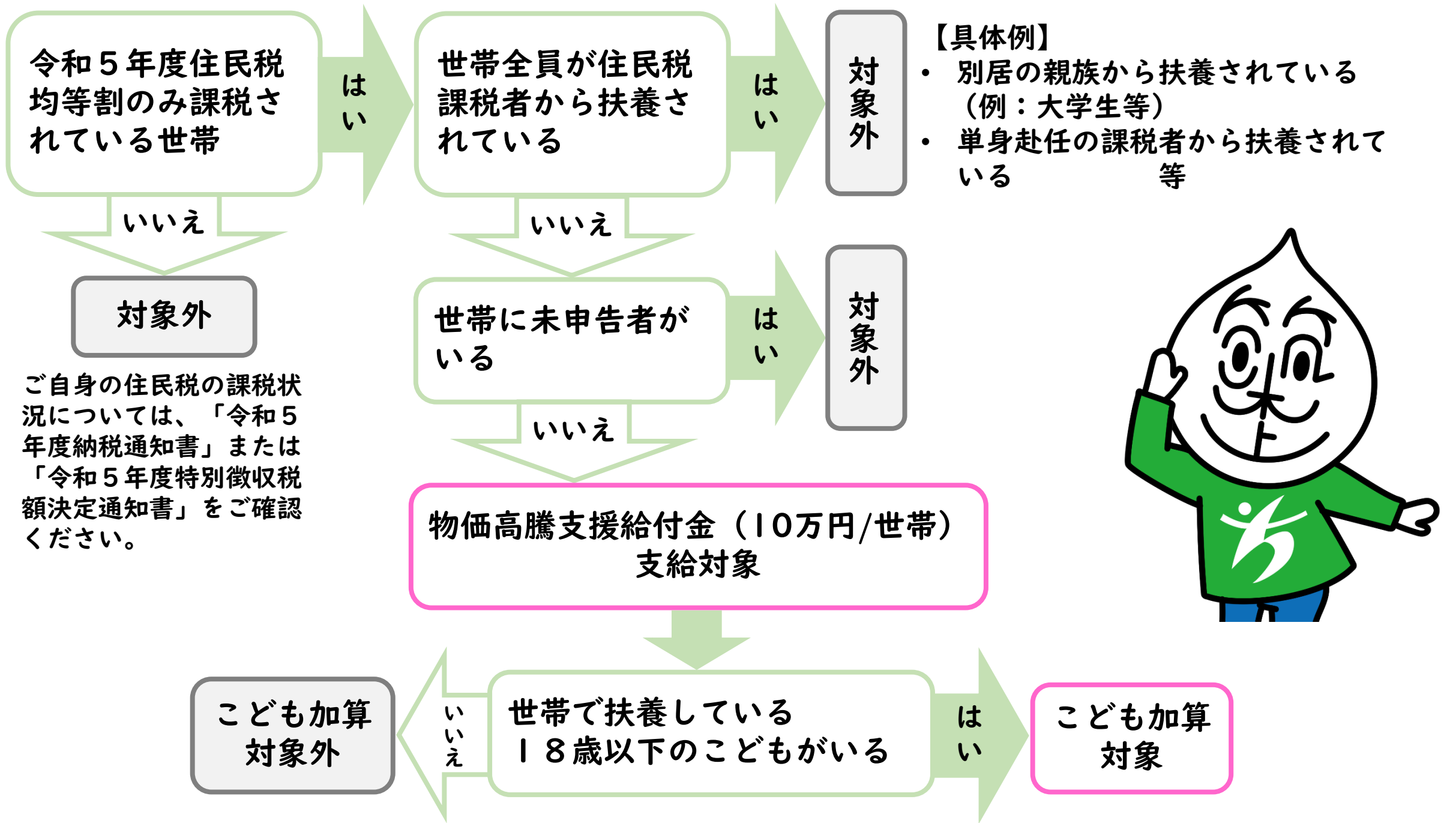
<p>対象者</p>	<p>令和5年12月1日時点で築上町に住民登録がある世帯のうち、令和5年度住民税が「<u>均等割のみ課税</u>」されている世帯または「<u>均等割のみ課税の方と非課税の方</u>」のみで構成される世帯の世帯主</p> <p><small>※世帯全員が住民税が課税されている親族等に扶養されている場合は、本給付金の給付対象外です。</small></p>	
<p>給付金額</p>	<p>1世帯あたり10万円</p> <p>【こども加算(対象世帯のみ)】</p> <p>対象者の世帯で扶養している18歳以下の子ども(※)1人あたり5万円</p> <p><small>(※)平成17年4月2日以降に生まれた児童</small></p>	
<p>書類提出期限</p>	<p>令和6年5月31日（役場必着）</p>	
<p>給付方法</p>	<p>対象世帯</p> <p>役場から「確認書」を送付します。</p>	<p>対象となる可能性のある世帯</p> <p>役場から「申請書」を送付します。</p>
<p>書類が届きましたら、内容を確認の上、必要事項を記載し、必要書類を添付の上、提出をお願いいたします。</p> <p>(注) 対象者であっても、「確認書」または「申請書」をご提出いただかなければ、給付金を受け取ることはできません。</p>		

住民税均等割のみ課税されている世帯の具体例



□ 支給対象世帯確認フローチャート

(注) 令和5年12月1日時点で築上町に住民票がある世帯であることが前提条件です。



□ 子ども加算について

本給付金の支給対象となる世帯で扶養している18歳以下の子ども(※)1人あたり**5万円**を加算して給付金を支給します。(※)平成17年4月2日以降に生まれた児童

子ども加算に関する補足事項

- 子ども加算の対象者世帯(令和5年12月1日時点)には、子ども加算に関する内容を記載した「確認書」または「申請書」を送付します。
- 給付金支給対象世帯であれば、令和5年12月2日以降にお生まれになった子どもについても、子ども加算の対象となります。この場合、別途申請書をご提出していただく必要があります。
- 施設入所児童については、対象世帯から施設への住民票の異動有無にかかわらず、原則として対象外となります。
- 里親に委託されている児童は、一部を除き、加算の対象になります。

□ 国や自治体を騙った電子メールやサイトにご注意ください

「物価高騰支援給付金に関するお知らせ」などを装った詐欺的メールが配信されているとの情報が寄せられています。当該メールは国や自治体を送信元とし、マイナポータル等を装った偽サイトに誘導するものですが、築上町においては、そのようなメールは送信しておりません。お心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

制度の詳細は町ホームページをご確認ください



▼ スマートフォン・タブレットの方は
▼ パソコンの方は

築上町 住民税均等割のみ課税世帯への給付金 検索

問合せ先

築上町企画財政課企画計画係
☎：0930-56-0300 (内線321)
受付時間：平日 8時30分～17時